

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
耕畜連携水田活用対策事業業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び耕畜連携水田活用対策事業費補助金等交付要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2752号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「県推進会議」という。）が行う耕畜連携水田活用対策事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 県推進会議は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、実施要領、交付要綱、耕畜連携水田活用対策事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって東北農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に資金を安全に管理しつつ、県推進会議が行う生産振興助成事業、地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）が行う取組面積助成事業の補助金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県推進会議は、実施要綱、実施要領、その他の法令等を遵守するとともに本業務方法書に定めた手続に従って生産振興助成事業を取り組む組織又は団体（以下「生産振興助成事業実施者」という。）、取組面積助成事業を行う地域協議会に対し、補助金を交付するものとする。

第2章 事業の実施

(水田飼料作物生産振興計画書)

第3条 県推進会議会長は、毎年度、実施要領第3の1に定めるところにより、生産振興助成を実施する場合は水田飼料作物生産振興計画書の生産振興マスタープラン、取組面積助成を実施する場合は水田飼料作物生産振興計画書の取組面積マスタープランを作成し、国の承認を受けた後、県推進会議の区域の地域協議会長に別紙様式第1号により通知するものとする。

(地域取組計画書)

第4条 生産振興助成事業を実施しようとする組織又は団体（以下「生産振興助成事業実施予定者」という。）は、実施要領別紙7の地域取組計画書の様式を作成し、必要事項を記入した上、関係書類を添付し、県推進会議会長が別に定める日までに地域協議会を

經由して県推進会議会長に承認を申請しなければならない。

- 2 地域協議会長は、前項による地域取組計画書の提出があった場合は、その内容が実施要綱、実施要領及び第3条の水田飼料作物生産振興計画書に照らして適当であることを確認の上、速やかに県推進会議会長へ提出するものとする。
- 3 県推進会議会長は、前項の提出を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第3条の水田飼料作物生産振興計画書に照らして適当であることを確認の上、速やかに、東北農政局長に協議するものとする。
- 4 県推進会議会長は、前項により東北農政局長の同意を得たときは、第1項により申請のあった地域取組計画書を承認し、当該地域取組計画書の承認申請者に地域協議会を經由して、別紙様式第2号により、その旨を通知するものとする。
- 5 県推進会議会長は、地域取組計画書の提出を受けるに当たっては、地域取組計画書の承認申請者に対して、地域協議会を經由して、補助金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
- 6 県推進会議会長は、複数の耕畜連携水田活用計画の区域を対象に活動を行う生産振興助成事業実施予定者から地域取組計画書の承認申請を受けた場合には、関係する行政機関、農業協同組合及び地域協議会等と調整を行うものとする。その結果、助成要件を満たさないものであると判断した場合には、当該地域取組計画書の提出者にその内容を付し、地域協議会を經由して、承認できない旨を別紙様式第3号により通知するものとする。
- 7 生産振興助成事業実施予定者が、地域取組計画書の追加承認申請を行う場合は、第1項に準じて事業を行う年度の12月31日までに、地域協議会を經由して、県推進会議会長に申請しなければならない。
- 8 県推進会議会長は、追加承認申請のあった地域取組計画書については、第2項から第6項に準じて手続等を行うものとする。

(耕畜連携水田活用計画書)

第5条 地域協議会長は、取組面積助成事業を実施しようとする場合には、毎年度、実施要領別紙8により耕畜連携水田活用計画書を作成し、県推進会議会長が別に定める日までに県推進会議会長に承認を申請しなければならない。

- 2 県推進会議会長は、前項の申請を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第3条の水田飼料作物生産振興計画書に照らして適当であることを確認の上、申請を受けた日から10日以内に東北農政局長に協議するものとする。

- 3 県推進会議会長は、前項により東北農政局長の同意を得たときは、第1項により申請のあった耕畜連携水田活用計画書を承認し、地域協議会長にその旨を通知するものとする。
- 4 耕畜連携水田活用計画書の承認を受けた地域協議会長は、速やかに取組面積助成事業の補助の対象となり得る者（以下「取組面積助成実施予定者」という。）に耕畜連携水田活用計画書の内容を周知するものとする。
- 5 地域協議会長が、耕畜連携水田活用計画書の変更を行う場合は、事業を行う年度の12月31日までに、県推進会議会長に申請しなければならない。

（耕畜連携水田活用対策営農計画書）

第6条 地域協議会長は、実施要領別紙9を例とした耕畜連携水田活用対策営農計画書（以下「耕畜連携営農計画書」という。）を、取組面積助成事業実施予定者に配布し、提出期限を定め、取組面積助成事業実施予定者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。

なお、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第8の5の営農計画書と兼用する場合は、同対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第5の6の規定に配慮するものとする。

- 2 地域協議会長は、耕畜連携営農計画書の提出を受けるに当たっては、耕畜連携営農計画書の提出者に対して、補助金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
- 3 地域協議会長は、地域協議会の区域を越えて耕作している者から耕畜連携営農計画書の提出を受けた場合には、関係する地域協議会と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該耕畜連携営農計画書に記載された取組の全部又は一部を補助対象から外した場合には、当該耕畜連携営農計画書の提出者にその決定の内容及び理由並びに不服を申し立てることのできる期間を別紙様式第4号により通知するものとする。
- 4 地域協議会長は、前項の通知を受けた者がその内容に不服がある場合には、その者に通知が到達した日から地域協議会長が定めた期間以内に、その者が助成要件を満たしていることを証明する方法を提示させることにより不服の申立てを受けけるものとする。
- 5 前項の不服の申立てを受けた地域協議会長は、当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合については、第3項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨をその者に通知するものとする。

とする。また、当該地域協議会長は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合については、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

第3章 交付手続

(交付申請)

第7条 生産振興助成事業実施予定者及び地域協議会長は、補助金の交付を受けようとするときは、県推進会議会長が別に定める日までに別紙様式第5号による交付申請書を県推進会議会長に提出しなければならない。

ただし、生産振興助成事業実施予定者にあつては、地域協議会を経由するものとする。

2 地域協議会長は前項の生産振興助成事業に係る交付申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、各事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を確認し、県推進会議会長へ速やかに提出するものとする。

3 生産振興助成事業実施予定者及び地域協議会長は、第一項の申請書の提出に当たって、各助成対象者について当該補助費に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の補助金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第8条 県推進会議会長は、前条の交付申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、各事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、速やかに別紙様式第6号による交付決定通知書を生産振興助成予定者又は地域協議会長に送付しなければならない。

ただし、生産振興助成事業にあつては、地域協議会を経由するものとする。

2 県推進会議会長は、前項の交付決定に際して、補助金の計算方法に誤りがあるとき、助成要件等の確認方法若しくはその結果が不適切であると認めるとき又はその他適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて

補助金の交付を決定することができる。

- 3 県推進会議会長は、第1項の交付決定に際して、実施要綱、実施要領、交付要綱、東北農政局長から付された条件及び本業務方法書その他の法令等に従うこと、その他必要な条件を付することができる。
- 4 生産振興助成事業実施予定者及び地域協議会長は、第1項の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取り下げをすることができる。この申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものと見なす。

(経費の流用等)

第9条 県推進会議は、事業実施年度の1月1日以降、取組面積助成事業に要する経費を生産振興助成事業に要する経費から流用してはならない。

- 2 県推進会議会長から委託を受けて事務を行う地域協議会長は、取組面積助成事業に要する経費を生産振興助成事業に要する経費から流用してはならない。

(交付決定の取消し)

第10条 県推進会議会長は、補助金の交付を受けた生産振興助成事業実施予定者又は地域協議会が、補助金の他の用途への使用、その他、事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 県推進会議会長は、地域協議会から取組面積助成事業の補助金を受けた者(以下「取組面積助成事業実施者」という。)が、実施要綱等に違反したと認めるときは、地域協議会長に対し、当該補助金に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 第1項及び第2項の交付決定の取消しは、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用されるものとする。
- 4 県推進会議会長は、第1項又は第2項の交付決定の取消しをしたときは、速やかにその内容及び理由を地域協議会長に通知しなければならない。

(生産振興助成事業に係る補助金の請求及び支払等)

第11条 生産振興助成事業実施者は、生産振興助成事業の実施に要した経費(第4条の地域取組計画書に示されているものに限る。)について、県推進会議会長が別に定める期日までに、地域協議会を経由して県推進会議会長に請求できるものとする。

2 地域協議会長は前項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、速やかに県推進会議会長へ提出するものとする。

3 県推進会議は、生産振興助成事業実施者から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、第17条第1項の生産振興助成事業勘定から速やかに補助金を支払うとともに、県推進会議会長は、支払額を別紙様式第8号により地域協議会を經由して通知するものとする。

(取組面積助成事業に係る補助金の請求及び支払)

第12条 地域協議会長は、第3条の水田飼料作物生産振興計画書の取組面積マスタープランに示された額の範囲内で、取組面積助成事業の補助の対象となり得る者への補助に必要な経費について県推進会議会長が別に定める期日までに別紙様式第7号により県推進会議会長に請求するものとする。

2 前項の取組面積助成事業実施予定者への補助に必要な経費に係る部分の請求については、地域協議会は、第6条に基づき提出のあった耕畜連携営農計画書に記載された取組が耕畜連携水田活用計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、補助することが適当と認められる取組に係る補助金額を取りまとめてするものとする。その結果、その請求額が割当額から既に交付された額を控除した額を超える場合には、耕畜連携水田活用計画書に定めるところに従い、単価の調整等により対応するものとする。

3 県推進会議は、地域協議会から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、第17条第1項の取組面積助成事業勘定の資金から速やかに補助金を地域協議会に交付するとともに、別紙様式第8号により通知するものとする。

第13条 地域協議会は、第6条に基づき提出のあった耕畜連携営農計画書に記載された取組が耕畜連携水田活用計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、補助することが適当と認められる場合には、耕畜連携水田活用計画書に定められた補助金の計算方法(割当額を超えた場合における対応を含む。)に従い、営農計画書の提出者ごとの補助金額を計算し、助成要件を満たす耕畜連携営農計画書の提出者に補助金を交付するとともに、当該耕畜連携営農計画書の提出者に別紙様式第9号により補助金額を通知するものとする。

2 前項の補助金額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。

3 地域協議会長は、第1項の補助金額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき提出のあった営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合（要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。）又は前条第2項により割当額を超えたことによる単価の調整等を行った場合には、その旨を記載するものとする。

（事業の実施に必要な経費の請求等）

第14条 県推進会議会長及び地域協議会長は、耕畜連携水田活用対策事業の実施に必要な経費（第3条の水田飼料作物生産振興計画書で定められている場合に限る。）を資金から充当することができるものとする。

（補助金の返還）

第15条 生産振興助成事業実施者が県推進会議から補助を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合及び取組面積助成事業実施者が、地域協議会から補助を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、生産振興助成事業にあっては県推進会議、取組面積助成事業にあっては地域協議会に対して助成要件を満たさない取組に係る補助金を速やかに返還させなければならない。

2 地域協議会は、前項の返還があった場合又は県推進会議から補助を受けた後、当該地域協議会が事業の推進に要した経費が県推進会議に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合には、県推進会議に返還しなければならない。

3 県推進会議は、生産振興助成事業実施者及び地域協議会から補助金の返還があった場合は、第17条第1項の各事業勘定で管理するものとする。

4 県推進会議会長は、生産振興助成事業実施者及び地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、生産振興助成事業又は取組面積助成事業に係る補助金の全部又は一部について、返還を求めることができる。この場合には、県推進会議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を生産振興助成事業実施者又は地域協議会長に送付しなければならない。

5 前項の補助金の返納を求められた生産振興助成事業実施者又は地域協議会は、前項の期日までに求められた額を県推進会議に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、生産振興助成事業実施者又は地域協議会長は、県推進会議会長に対し、期日の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しを求めることができる。この措置を求める場合には、生産振興助成事業実施者又は地域協議会長は、期日までに返還できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面を返還の期日の前日までに県推進会議会長に提出しなければならない。

6 県推進会議会長は、前項の期日の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しを求めら

れた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の額及び返納の期日を記載した書面（期日の延長の場合にあっては返納の期日のみを、返納の全部の取消しの場合にあってはその旨を記載した書面）を生産振興助成事業実施者又は地域協議会長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を生産振興助成事業実施者又は地域協議会長に通知するものとする。

- 7 県推進会議会長は、生産振興助成事業実施者又は地域協議会が返還を相当の期間行わない場合又は第5項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第4項の期日に第5項の書面を県推進会議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該生産振興助成事業実施者又は地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）が経過してもなお行わない場合には、当該生産振興助成事業実施者又は地域協議会への生産振興助成事業又は取組面積助成事業に係る補助金の交付を停止するものとする。また、県推進会議会長は、東北農政局長から当該地域協議会の耕畜連携水田活用計画書の承認を取り消すこと、翌年度以降の当該生産振興助成事業実施者又は地域協議会への補助金の割当は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の補助金額を国に返還することその他とるべき措置について指示を受けるものとする。

（事業の中止又は廃止）

- 第16条 生産振興助成事業実施者又は地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県推進会議に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、生産振興助成事業実施者又は地域協議会長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県推進会議会長に提出しなければならない。

ただし、生産振興助成事業にあっては、地域協議会を経由するものとする。

第4章 資金の管理

（資金の管理）

- 第17条 県推進会議は、補助金を受けて造成した資金について、生産振興助成事業勘定及び取組面積助成勘定を設けてそれぞれ管理するものとする。

- 2 前項の取組面積助成事業勘定については、地域協議会ごとに収支を明確にするものとする。

- 3 県推進会議は、生産振興助成事業に係る補助金にあっては生産振興助成事業勘定から、取組面積助成事業に係る補助金にあっては取組面積助成事業勘定から補助するものとする。

なお、原則としてそれぞれの事業勘定は、それぞれの当該用途以外の用途に使用してはならない。

- 4 県推進会議は、第1項の資金を新ふくしま農業協同組合普通貯金口座により管理するものとする。
- 5 県推進会議は、前項の管理により生じる果実については、県推進会議が事業の推進に必要な経費に充てることができる。
- 6 県推進会議は、資金に余剰が生じた場合には、翌年度に繰り越すものとする。
- 7 県推進会議は、生産振興助成事業及び取組面積助成事業を終了した場合において、生産振興助成事業勘定及び取組面積助成事業勘定になお残余があるときは、その取扱いについて東北農政局長の指示を受けるものとする。

第5章 報告

(事業実績の報告)

- 第18条 事業実施年度の実績を生産振興助成事業実施者は実施要領別紙13により、取組面積助成事業を実績した地域協議会長は実施要領別紙17により、実績報告書を作成し、3月31日までに県推進会議会長に報告するものとする。
- ただし、生産振興助成事業にあつては、地域協議会を経由するものとする。

- 2 地域協議会長は、前項の提出があつたときは、その内容を確認し、県推進会議会長へ提出するものとする。
- 3 県推進会議会長は、第一項の報告を取りまとめ、生産振興助成事業については実施要領別紙14により、取組面積助成事業については、実施要領別紙18により、4月30日までに、東北農政局長へ報告するものとする。

(実施状況の報告)

- 第19条 生産振興助成事業実施者は、県推進会議会長に事業が完了した年度から3年間、実施要領別紙15により実施状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の県推進会議会長が別に定める期日までに地域協議会を経由して、県推進会議会長へ報告するものとする。
- 2 県推進会議会長は、前項の報告を取りまとめ、実施要領別紙16により7月15日までに、東北農政局長へ報告するものとする。

(資金管理状況の報告)

- 第20条 県推進会議会長は、毎年度、実施要領別紙10により4月30日までに、東北農政局長に資金管理状況を報告しなければならない。

第 6 章 雑 則

(事業期間)

第 2 1 条 本対策の事業期間は、平成 1 9 年度から平成 2 3 年度までの 5 年間とするものとする。

(帳簿の備付け等)

第 2 2 条 生産振興助成事業実施者並びに地域協議会及びその会員は、生産振興助成事業又は取組面積助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助金を受領した会計年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

2 県推進会議会長は、必要に応じて、生産振興助成事業実施者又は地域協議会に対し、耕畜連携水田活用対策事業に係る経理内容を調査し、県推進会議会への補助金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(助成要件確認等の委託)

第 2 3 条 県推進会議会長は、実施要領第 9 に定めるところにより、生産振興助成事業に係る助成要件の確認、指導監督について、別紙様式 1 0 号により地域協議会長へ委託するものとする。

(その他)

第 2 4 条 本業務方法書に定めるもののほか、耕畜連携水田活用対策事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東北農政局長の承認を受けてから県推進会議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東北農政局長の承認のあった日から施行する。

地域水田農業推進協議会長 殿

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長

平成 年度水田飼料作物生産振興計画書の制定（改正）について

耕畜連携水田活用対策事業水田飼料作物生産振興計画書を制定（改正）したので、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第 3 条の規定に基づき通知する。

注：東北農政局長から承認を受けた福島県耕畜連携水田活用対策事業水田飼料作物生産振興計画書を添付すること。

別紙様式第 2 号

番 号
年 月 日

承認申請者 殿
(地域水田農業推進協議会経由)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長

平成 年度生産振興助成事業の実施に係る地域取組計画書の承認について

平成 年 月 日付け 号で承認申請のあったこのことについては、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第 4 条第 4 項の規定に基づき、承認する。

承認申請者 殿
(地域水田農業推進協議会経由)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長

生産振興助成事業の実施に係る地域取組計画書の不承認について
平成 年 月 日付け 号で承認申請のあった地域取組計画書に記載された事項のうち、その(全部・一部)が助成要件を満たさないものと判断されたので、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第4条第6項の規定に基づき、通知する。

記

- 1 決定の内容
- 2 理由

氏 名 殿

地域水田農業推進協議会会長

耕畜連携水田活用対策営農計画書に記載された取組の（全部・一部）を助成対象から除外することについて

平成 年 月 日付けで提出のあった耕畜連携水田活用対策営農計画書に記載された取組のうち、その（全部・一部）を下記のとおり助成対象から除外することとしたので、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第6条第3項の規定に基づき、通知する。

なお、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第6条第4項の規定により不服を申し立てる場合には、この通知が到達した日から 日以内に、助成要件を満たしていることを証明する方法を書面により又は直接（事務所の所在地）に出頭のうえ、申し立てられたい。

記

- 1 決定の内容
- 2 理由

番 号
年 月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長 殿

【生産振興助成事業の場合】

(地域水田農業推進協議会長経由)

住所
助成対象者名
代表者 印
【取組面積助成事業の場合】
住所
地域水田農業推進協議会
代表者 印

平成 年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第 7 条第 1 項の規定により、耕畜連携水田活用対策事業費（生産振興助成事業分 ）補助金 円の交付を申請する。

記

別紙のとおり。

取組面積助成事業の場合は、「取組面積助成事業分」とする。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容

区 分	総事業費	補助事業に要する経費 (a) + (b)	負担区分				備 考
			国庫補助金 (a)	都道府県協議会費 (b)	地域協議会費 (c)	その他 (d)	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

3 事業完了予定 年 月 日

4 収支予算

(1) 収支の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	

耕畜連携水田活用資金 (1 生産振興助成事業分) (2 取組面積助成事業分)	円	円	円	円
合 計				

5 添付資料

助成対象者は、定款、事業報告書等を添付。地域水田農業推進協議会は規約等を添付。

その他必要と思われる資料

別添として、生産振興助成事業の場合は「5号(様式A)」、取組面積助成事業の場合は「5号(様式B)」を添付すること

平成 年度 地域取組計画書 総括表

事業実施 主体名、 地区名	施設の 所在地	受 益		目標数値等			事業内容	事業量	竣工予定 又は完了 年月日	事業費	負担区分		備 考	
		戸数	面積,頭 数等	目標の内容	現状 (平成 年度)	目標 (平成 年度)					増減 (率)	国 費		その他
組合	市	戸 6	ha,頭 ha	飼料作付 面積1% 以上増加	ha	ha	10%増	機	円 1台	平成年月 日	円			
計														

注： ~ の各項目の欄は、地域取組計画書に付された ~ の項目の内容を記入すること。

平成 年度 地域取組計画書

組織名	
組織の所在	

1 組織の概要等

(単位:人)

事業参加者数	畜産農家	稲作農家	
	畜産農家	稲作農家	
事業受益戸数			

(単位:ha)

区分		面積	備考
飼料作物作付面積	水田		
	うち転作飼料作物		
	水田裏飼料作物		
	その他		
	うち飼料作物		
	河川敷 その他		
耕種作物			
計			
うち飼料供給地			

注1: その他については、飼料作物供給地毎に記入すること。

2: 飼料作物作付面積は、延面積を記入し、()で実面積を記入すること。なお、コントラクター等作業受託を行う場合は、作業受託面積を記入すること。

家畜飼養頭数	乳用牛	肉用牛	肉用牛繁殖		計

2 事業目標

(単位: ha, kg/10a, %)

活動内容	達成目標基準	達成目標									備考
		牧草		WCS				計			
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	増減率	
a	水田での飼料作物作付面積を1%以上増加										
b	水田での受益面積を1%以上増加										
c	水田での単収を1%以上増加										
d	水田での受託面積を1%以上増加										

注1: 組織名欄には、管農集団、農協、公社等の組織の形態を()で記入すること。

2: 活動内容欄には、次の中から選び記入すること。

- 耕畜連携等による作付ほ場の集団化等を行う集団
- 水田地帯において新たに有畜複合経営を開始する集団
- コントラクター
- 機械施設の共同利用、共同作業を行う集団
- その他効率的で生産性が高い水田での飼料生産に取り組む集団

3: 目標基準の欄は、目標とする基準のa~dのいずれかを選び、印で囲むこと。

3 事業計画

(1) 事業取組地域等の確認

耕畜連携水田活用計画作成地域名	飼料増産重点地区の確認		備考
	地区名	取組内容	

注1: 耕畜連携水田活用計画書作成地域名の欄には、地域名その他、事業を実施する地域の地域水田農業推進協議会名を()で記入すること。

2: 飼料増産重点地区の確認の欄には、全国飼料増産行動会議で承認された飼料増産重点地区名と取組内容を記入すること。飼料増産重点地区以外で事業を実施する場合は「-」や「無」等、対象外であることがわかるようにすること。

(以下は取り組む事業の内容に応じて、選択して記入すること。)

(2) 事業実施計画

ア 水田飼料作物作付に係る調整活動

(ア)目的

(イ)事業計画

a 調整会議の開催

具体的な内容	事業量	事業費	備考
稲発酵粗飼料生産拡大大会議の開催	回(人)	千円	(積算根拠の記入)

b 調査の実施

具体的な内容	事業量	事業費	備考
水田飼料作物作付意向調査	回(人)	千円	(積算根拠の記入。調査内容の記入)

c 実証、試験の実施

具体的な内容	場所	期間	実証面積	事業量	事業費	備考
土壌分析				回(人)	千円	(積算根拠の記入。内容の記入)

注：実証、試験を実施する場所毎に内容を記入すること。

d 技術の普及

具体的な内容	事業量	事業費	備考
水田放牧の技術指導	回(人)	千円	(積算根拠の記入。指導内容の記入)

e 啓発活動

具体的な内容	事業量	事業費	備考
遊休水田での稲発酵粗飼料生産拡大の啓発	回(人)	千円	(積算根拠の記入。指導内容の記入)

イ 水田飼料作物の生産基盤の確立

(ア)目的

(イ)事業計画

a 飼料生産ほ場の簡易な基盤整備の実施

事業量				事業費					備考
簡易な排水改良整備	畦畔の除去			簡易な排水改良整備	畦畔の除去			計	
a	a			千円	千円	千円	千円	千円	

注1：整備前の状況が明らかとなる写真等及整備予定図面等を添付すること。

2：整備内容の単価を備考欄に記入すること。

b 放牧牛の導入

(a) 導入頭数

牛の導入	導入単価 (1頭当たり)	事業費	備考
頭	千円	千円	

注1: 導入単価の欄は、市場における実購入価格又は直近年の独立行政法人農畜産業振興機構の全国の肉用子牛取引情報の全国家畜市場における黒毛和種の雌子牛の平均価格のいずれか低い価格を記入すること。

2: 備考欄には、導入を予定している牛の年齢等を記入すること。

(b) 放牧計画

利用期間		利用日数		放牧面積		取組年度	月別利用計画									備考			
現在	目標	現在	目標	現在	目標		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
月 旬 ~ 月 旬 ~ 月 旬	月 旬 ~ 月 旬 ~ 月 旬	日	日	ha	ha	初年度													
						2年度													
						3年度													

注1: 月別利用計画の欄は、取組年度ごとに利用面積、頭数等を記入すること。

区分	畜種、頭数 (現在)		目標年次の頭数			備考
	畜種	頭数	水田放牧			
			頭数	利用面積	1頭当たり面積	
本事業で導入する牛	-	-				
既存の牛						
合計						

注1: 「目標年次の頭数」の欄は、事業の目標年次の計画頭数を記入する。

c 水田飼料作物等生産利用施設機械の整備

(a) 機械施設等整備

事業量				事業費					備考
カッティングロー バール導入				カッティングロー バール導入				計	
台	台			千円	千円	千円	千円	千円	

- 注1: 型式、規格等を記入すること。
 2: 整備内容等の単価を備考欄に記入すること。

(b) 機械施設等利用計画

機械施設 名	作目及び 作物名	利用期間		利用日数		月別利用計画												年間処 理・生産	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		月 旬 ~ 月 月 旬 ~ 月		日	日														

注1: 月別利用計画の欄には、利用面積等を記入すること。

機械名及 び対象作 作物名	区分	機械能力別 台数(現在)		左のうち目標年次に利用可能な台数						当該機械の地 区受益面積	備考
		規格 能力	台数	共同利用機械 等		うち組織的利用 可能な機械		個人利用に係 る機械			
				台数	利用面積又は 受託面積	台数	利用面積又は 受託面積	台数	利用面積又は 受託面積		
	本事業で導入 する機械										
	既存の機械										
	合計										

- 注1: 「左のうち目標年次利用可能な台数」の欄、事業の目標年次までに耐用年数の切れる台数及び処分する台数を除いた値を記入する。
 2: 「共同利用機械」の欄は、当該機械の所有形態が共有又は組織有であり、複数の農家で利用するものを記入する。
 3: 「組織的利用可能な機械」の欄、当該機械の所有が組織有であり、オペレーター又は中核的農家等が主として作業受託を行い、利用することが可能なものを記入する。
 4: 「利用面積」の欄は、1台当たりの稼働能力(面積) × 台数により記入すること。
 5: 備考欄には、当該機械の有効利用計画として、地区外からの受託等に係る利用面積及び地区内の事業対象作付以外の作物への利用面積等を記入する。

d 他地域水田における飼料増産に直結する取組
 (上記a~cの様式に準ずる。)

5号(様式B)

平成 年度 耕畜連携水田活用対策事業(取組面積助成事業)の取組計画総括表

助成対象者区分	助成区分	助成対象者数 (人)	助成対象面積 (㎡)	助成単価 (円/㎡)	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	備考
						= ×	
認定農業者 特定農業団体 生産集団	団地化						
	稲発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	水田放牧						
	資源循環						
事務費							
合計	団地化						
	稲発酵粗飼料						
	わら専用稲						
	水田放牧						
	資源循環						
事務費							

【記入上の注意】

- 1 助成対象者区分の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。
- 2 助成単価の欄については、地域協議会が定める単価とすること。
- 3 水稻の作付が行われていた新規開田地がある場合には、要領第2の2により、助成対象面積から水稻の作付が行われた新規開田地の面積を備考欄に記入すること。
- 4 電算機等による処理等による場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式作られた記録をいう。)によることができるものとする。

農 業 者 別 明 細

地域水田農業推進協議会名

助成対象者情報	助成対象者区分	助成区分	助成対象面積 (㎡)	助成単価 (円/㎡)	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	備考
						= ×	
		団地化					
		相先酢租料					
		わら専用稲					
		水田放牧					
		資源循環					
		小計					

【記入上の注意】

- 1 助成対象者情報の欄には、農家番号、助成対象者等を記入すること。
- 2 助成対象者区分の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団を記入すること。
- 3 助成単価の欄については、地域協議会が定める単価とすること。
- 4 水稻の作付が行われていた新規開田地がある場合には、要領第2の2により、助成対象面積から水稻の作付が行われた新規開田地の面積を減じること。その際には、備考欄に、減じた面積を記入すること。また、複数の助成区分に取り組んだ場合は区分毎に新規開田地面積を按分、区分毎の助成対象面積から減ずること。
- 5 電算機等による処理等による場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式作られた記録をいう。)によることができるものとする。

番 号
年 月 日

助成対象者 殿

(地域水田農業推進協議会経由)
【取組面積助成事業の場合】
地域水田農業推進協議会長 殿

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長

平成 年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業¹）の交付決定
の通知について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度耕畜連携水田活用対策事業
費補助金については、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第8条第1項の規定により、
下記のとおり交付することに決定したので、同規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった耕畜連携水田活用対策事業とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費及び補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額に耕畜連携水田活用対策事業費補助金等交付要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2752号農林水産事務次

官依命通知。以下「交付要綱」という。)別表に定められている補助率を乗じて得た額とする。

5 助成対象者(地域水田農業推進協議会長)は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、交付要綱及び耕畜連携水田活用対策事業実施要綱(平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知)に従わなければならない。

6 地域水田農業推進協議会長は、概算払により耕畜連携水田活用対策事業費補助金の交付を受けた場合において、当該事業に係る実支出を行うまでの間に生じる果実については、当該年度又は翌年度の事業に要する経費に限り充てることができるものとする。

7 上記5のほか、次に掲げる条件に従わなければならない。

(1) 助成対象者(地域水田農業推進協議会長)は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合においては、次の条件に従わなければならない。

助成対象者(地域水田農業推進協議会長)は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。

助成対象者(地域水田農業推進協議会長)は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに福島県水田農業産地づくり対策等推進協議会長に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進協議会長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(3) 補助事業を行うため締結する契約は、福島県財務規則に準じ行うものとし、一般競争入札の方式によらなければならない。ただし、この方法により難しい場合は、あらかじめ福島県水田農業産地づくり対策等推進協議会長の承認を受けなければならない。

1 取組面積助成事業の場合は、「取組面積助成事業」とする。

別紙様式第7号

番 号
年 月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長 殿

【生産振興助成事業の場合】

(地域水田農業推進協議会長経由)

所在地
助成対象者
代表者

印

【取組面積助成事業の場合】

住所
地域水田農業推進協議会
代表者

印

平成 年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金（概算払）請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、
耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第11条第1項()の規定に基づき概算払
の請求をしたいので、下記により金 円を（概算払によって）交付されたく請
求します。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	国庫補 助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-((B)+(C))		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金 額	出来高	金 額	月 日まで 予定出 来高	金 額	月 日まで 予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別紙様式第5号の記の2の表の「区分」の欄に記載され
た事項について記載すること。

添付書類 生産振興助成事業の場合は、別紙様式第5号の5号（様式A）の総
括表を添付すること。

取組面積助成事業の場合は、別紙様式代5号の5号（様式B）の総
括表を添付すること。

取組面積助成事業の場合は、「第12条第1項」とする。

番 号
年 月 日

助成対象者 殿

(地域水田農業推進協議会経由)

【取組面積助成事業の場合】
地域水田農業推進協議会長 殿

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長

平成 年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金の支払額について

平成 年 月 日付け 第 号で請求のあった耕畜連携水田活用対策事業費補助金の支払額については、下記のとおりとしたので、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第 11 条第 3 項 () の規定に基づき通知する。

記

区分	支払額	
	うち国庫分	
交付決定額(a)	円	円
既支払額(b)	円	円
今回支払額(c)	円	円
支払額合計 ((b) + (c))	円	円

取組面積助成事業の場合は、「第 12 条第 3 項」とする。

番 号
年 月 日

氏 名 殿

地域水田農業推進協議会長

平成 年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金の支払額の通知について

平成 年 月 日付け提出のあった耕畜連携水田活用対策営農計画書の内容のうち下記の内容について補助金を支払ったので通知する。

1 なお、耕畜連携水田活用対策営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行った結果、当該営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるものであることを申し添える。

2 また、 により（単価調整等）を行うこととしたので、併せて申し添える。

記

別紙のとおり。

（別紙として、5号（様式B）の農業者別明細の表を参考に、当該営農計画書提出者毎に支払額等の表を作成し、添付。）

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 様

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長

耕畜連携水田活用対策事業実施に係る事業実施事務等の委託について

耕畜連携水田活用対策事業実施に係る事業実施事務等について、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書第23条の規定に基づき、委託しますので受託くださるようお願いいたします。なお、適正な事務の執行をお願いします。